

# 第 155 回

## 定時株主総会招集ご通知

### ● 開催日時

2021年5月25日（火曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

### ● 開催場所

大阪市中央区難波5丁目1番5号  
高島屋大阪店 7階グランドホール

#### <新型コロナウイルス感染症拡大の予防について>

- ・本来であれば多数の株主様にご来場賜りたく存じますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力株主総会当日のご来場をお控えいただき、郵送またはインターネットにより事前の議決権行使をしていただくようお願い申し上げます。
- ・会場内は、座席間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・総会会場においては、マスク着用と手指等のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。また、検温など感染予防措置をとらせていただきますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ（<https://www.takashimaya.co.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 **高島屋**

証券コード：8233

### 目 次

- P 1 ▶ 第155回定時株主総会招集ご通知  
P 5 ▶ 株主総会参考書類  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役12名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- (第155回定時株主総会招集ご通知添付書類)  
P23 ▶ 事業報告  
1. 企業集団の現況に関する事項  
2. 会社の株式に関する事項  
3. 会社の新株予約権等に関する事項  
4. 会社役員に関する事項  
5. 会計監査人の状況  
6. 業務の適正を確保するための体制  
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
8. 株式会社の支配に関する基本方針
- P52 ▶ 計算書類等  
P56 ▶ 監査報告書

株主各位

大阪市中央区難波5丁目1番5号

株式会社 **高島屋**  
取締役社長 村田 善郎

## 第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、下記のとおり第155回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。

敬 具

### 記

**日 時** 2021年5月25日(火曜日)午前10時  
(受付開始：午前9時)

**場 所** 大阪市中央区難波5丁目1番5号  
高島屋大阪店 7階グランドホール

### 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第155期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第155期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役12名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

## 招集にあたっての決定事項

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力株主総会当日のご来場をお控えいただき、郵送またはインターネットにより**2021年5月24日(月曜日)午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

後記株主総会参考書類（5ページから22ページ）をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類（5ページから22ページ）または議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記4ページを必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

また、議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

### 代理人による議決権行使

議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト<https://www.takashimaya.co.jp/>に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
  - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
  - ② 連結計算書類の連結注記表
  - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
  - ④ 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト<https://www.takashimaya.co.jp/>に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使方法のご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

5ページから22ページの株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2021年5月24日（月）午後5時到着分まで

## インターネットによる議決権行使



**議決権行使サイト** <https://evote.tr.mufg.jp/>

（毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

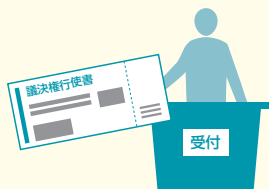
パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2021年5月24日（月）午後5時まで

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## 当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

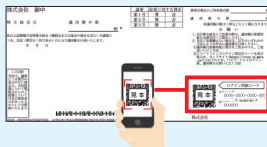
**開催日時** 2021年5月25日（火）午前10時

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法

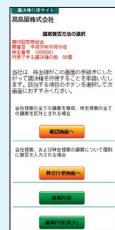
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- ① お手元の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

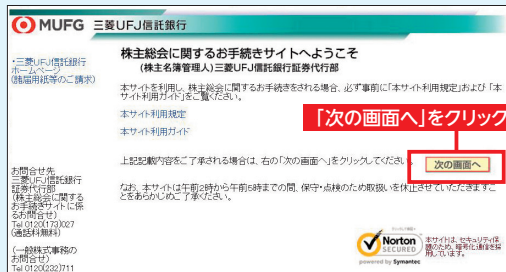
- ② 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



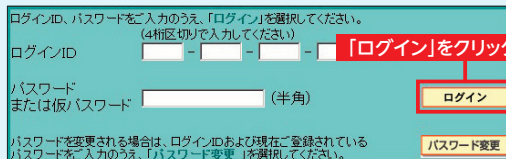
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

- ① 議決権行使サイト<https://evote.tr.mufig.jp/>にアクセスする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

### 次回からの招集ご通知の送付

- ご希望の株主様には、次回の株主総会から電子メールで招集ご通知を送信させていただきます。なお、この場合、郵便による送付はいたしませんのでご注意ください。
- お申し込みにつきましては、議決権行使サイトにおいて受付けておりますので、ご希望の株主様は、ぜひお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承願います。）

### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-173-027

（受付時間：9：00～21：00 通話料無料）

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金12円と併せて1株につき24円となります。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円

総額2,000,797,284円を利益剰余金から配当いたします。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月26日

## 第2号議案 取締役12名選任の件

現在の取締役12名は、この総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位	2020年度における 取締役会出席状況
1	鈴木 弘 治	取締役会長（代表取締役） <b>再任</b>	14/15回（93.3%）
2	村田 善 郎	取締役社長（代表取締役） <b>再任</b>	15/15回（100%）
3	亀岡 恒 方	専務取締役（代表取締役） <b>再任</b>	15/15回（100%）
4	岡部 恒 明	常務取締役（代表取締役） <b>再任</b>	15/15回（100%）
5	清瀬 雅 幸	常務執行役員 <b>新任</b>	—
6	高山 俊 三	常務執行役員 <b>新任</b>	—
7	井上 淑 子	常務取締役 <b>再任</b>	15/15回（100%）
8	倉本 真 祐	— <b>新任</b>	—
9	後藤 晃	取締役 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	15/15回（100%）
10	鳥越 けい子	取締役 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	15/15回（100%）
11	横尾 敬 介	取締役 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	10/11回（90.9%） （就任以降）
12	有馬 充 美	取締役 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	11/11回（100%） （就任以降）

候補者  
番号 1 | すずき こうじ  
鈴木 弘治 (1945年6月19日生)

再任



所有する当社の株式の数  
98,100株

● 略歴、地位及び担当

- 1968年3月 当社入社
- 1995年5月 当社取締役本社経営企画室長
- 1997年5月 当社常務取締役本社経営企画室長、社会貢献室長
- 1999年3月 当社専務取締役（代表取締役）広域事業本部長
- 2001年3月 当社取締役副社長（代表取締役）百貨店事業本部長、広域事業本部長
- 2003年3月 当社取締役社長（代表取締役）百貨店事業本部長
- 2007年3月 当社取締役社長（代表取締役）
- 2014年2月 当社取締役会長（代表取締役）、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

取締役経営企画室長などを経て、2003年より代表取締役社長、2014年より代表取締役会長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 **2** | むらた よしお  
**村田 善郎** (1961年10月26日生)

再任



所有する当社の株式の数  
29,400株

● 略歴、地位及び担当

- 1985年 4月 当社入社
- 2011年 5月 当社営業本部柏店長
- 2013年 2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長
- 2014年 2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長、企画本部開発グループ長、アジア開発室長、日本橋再開発計画室副室長
- 2015年 5月 当社常務取締役企画本部副本部長、経営戦略部長、IT推進室担当
- 2017年 8月 当社常務取締役（代表取締役）総務本部長、企画本部副本部長、経営戦略部長、秘書室、IT推進室担当
- 2018年 3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、IT推進室担当
- 2019年 3月 当社取締役社長（代表取締役）CSR推進室、業務監査室担当
- 2020年 3月 当社取締役社長（代表取締役）業務監査室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

代表取締役常務総務本部長、代表取締役常務企画本部長などを経て、2019年より代表取締役社長を務めており、リーダーシップと発想力、構想力と経営戦略を実現していく実行力を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号 **3** | かめおか つねかた  
**亀岡 恒方** (1959年1月31日生)

再任



所有する当社の株式の数  
21,000株

● 略歴、地位及び担当

1981年4月 当社入社

2009年3月 当社営業本部京都店副店長

2012年2月 当社営業本部大阪店副店長

2013年2月 当社執行役員営業本部日本橋店長

2016年5月 当社常務取締役営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）副本部長、MD本部長、日本橋再開発担当

2019年3月 当社常務取締役関西代表、営業本部大阪店長

2021年3月 当社専務取締役（代表取締役）営業本部長、ライフデザインオフィス長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

常務取締役MD本部長、常務取締役関西代表・大阪店長などを経て、本年より代表取締役専務営業本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、「百貨店の再生」を図るべく、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号 **4** | おかべ つねあき  
**岡部 恒明** (1961年4月21日生)

**再任**

所有する当社の株式の数  
15,700株

**● 略歴、地位及び担当**

- 1984年4月 当社入社
- 2012年2月 当社営業本部京都店副店長
- 2013年2月 当社営業本部日本橋店副店長
- 2014年2月 当社執行役員営業本部京都店長
- 2018年5月 当社常務取締役営業本部営業推進部長
- 2019年3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、IT推進室担当
- 2020年3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長
- 2021年3月 当社常務取締役（代表取締役）総務本部長、秘書室担当、現在に至る。

**● 重要な兼職の状況**

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

**● 当社との特別の利害関係**

競業会社の役員

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

**● 取締役候補者とした理由**

常務取締役営業推進部長、代表取締役常務企画本部長などを経て、本年より代表取締役常務総務本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、「グループ収益基盤の強化」を図るべく、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号 **5** | きよ せ まさ ゆ き  
**清瀬 雅幸** (1957年9月16日生)

新任



所有する当社の株式の数  
0株

● 略歴、地位及び担当

- 1992年3月 東神開発株式会社 入社
- 2006年5月 同社取締役開発本部長
- 2008年3月 同社常務取締役経営管理本部長
- 2014年2月 同社常務取締役営業本部副本部長（営業企画・玉川担当）
- 2016年3月 同社専務取締役営業本部長
- 2018年3月 同社取締役副社長（代表取締役）
- 2021年3月 当社常務執行役員企画本部長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

2006年に東神開発株式会社取締役に就任し、2018年からは代表取締役副社長を務め、グループ総合戦略「まちづくり」をけん引してまいりました。本年より当社企画本部長を務めており、豊富な経営経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、「グループ収益基盤の強化」を図るべく、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号 **6** | たかやま しゅんぞう  
**高山 俊三** (1961年2月23日生)

新任



所有する当社の株式の数  
14,100株

● 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2007年3月 当社営業本部大阪店新本館計画室副室長
- 2009年3月 当社営業本部大阪店副店長
- 2012年2月 当社企画本部（改革推進本部）開発グループ長、  
営業本部アジア開発室長
- 2013年2月 当社執行役員企画本部（改革推進本部）開発グループ長、  
営業本部アジア開発室長
- 2013年6月 当社執行役員企画本部（改革推進本部）開発グループ長、  
営業本部アジア開発室長、日本橋再開発計画室副室長
- 2014年5月 当社常務取締役企画本部副本部長、IT推進室、  
日本橋再開発計画室担当
- 2015年3月 当社常務取締役営業本部（オムニチャンネル戦略推進本部）営業推進  
部長
- 2018年3月 高島屋スペースクリエイツ株式会社取締役社長（代表取締役）
- 2021年3月 当社常務執行役員関西代表、営業本部大阪店長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

常務取締役営業推進部長、高島屋スペースクリエイツ株式会社代表取締役社長などを経て、本年より関西代表・大阪店長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、「百貨店の再生」を図るべく、新たに取締役候補者といたしました。

候補者  
番号 7 | いのうえ よしこ  
井上 淑子 (1961年1月4日生)

再任

● 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 株式会社横浜高島屋（現株式会社高島屋）入社
- 2009年3月 タカシマヤ・フィフスアベニュー・CORP. 取締役社長
- 2011年2月 当社営業本部玉川店長
- 2016年3月 当社執行役員営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）新宿店長
- 2019年5月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長、現在に至る。



所有する当社の株式の数  
12,400株

● 重要な兼職の状況

株式会社伊予鉄高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員

株式会社伊予鉄高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

新宿店長などを経て、2019年より常務取締役MD本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **8** | くらもと しんすけ  
**倉本 真祐** (1960年4月19日生)

**新任**

所有する当社の株式の数  
0株

**● 略歴、地位及び担当**

- 1983年4月 当社入社
- 2008年5月 東神開発株式会社取締役開発本部長
- 2011年5月 同社常務取締役開発本部長
- 2013年2月 同社専務取締役海外事業本部長
- 2016年3月 同社取締役副社長（代表取締役）
- 2018年3月 同社取締役社長（代表取締役）、現在に至る。

**● 重要な兼職の状況**

なし

**● 当社との特別の利害関係**

なし

**● 取締役候補者とした理由**

2008年に東神開発株式会社取締役に就任し、2018年からは代表取締役社長を務めており、豊富な経営経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。東神開発株式会社代表取締役社長を兼任し、同社がけん引役となり、国内外におけるまちづくり戦略をリードしていく体制を更に強化してまいります。

候補者  
番号

9

ごとう  
後藤

あきら  
晃

(1945年9月7日生)

再任  
社外  
独立役員



所有する当社の株式の数  
5,100株

● 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 成蹊大学経済学部教授
- 1989年4月 一橋大学経済学部教授
- 1997年4月 一橋大学イノベーション研究センター教授
- 2001年11月 東京大学先端経済工学研究センター教授
- 2003年4月 東京大学先端経済工学研究センター長
- 2004年4月 東京大学先端科学技術研究センター教授
- 2007年2月 公正取引委員会委員
- 2007年6月 東京大学名誉教授、現在に至る。
- 2012年2月 政策研究大学院大学教授
- 2014年5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

学識経験者としての専門知識と豊富な経験、及び元公正取引委員会委員の経験を有しており、取締役会において有意義な発言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、専門家としての豊富な知見を活かし、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。



候補者番号 **10** | とりごえ **鳥越 けい子** (1955年5月8日生)

再任  
社外  
独立役員



所有する当社の株式の数  
5,100株

● 略歴、地位及び担当

- 1986年4月 サウンドスケープ・デザイン研究所  
(現サウンドスケープ研究機構・鳥越アトリエ) 主宰
- 1994年4月 聖心女子大学教育学科助教授
- 2002年4月 聖心女子大学教育学科教授
- 2008年4月 青山学院大学総合文化政策学部教授、現在に至る。
- 2010年4月 日本サウンドスケープ協会 (現一般社団法人日本サウンドスケープ協会)  
理事長 (現代表理事)、現在に至る。
- 2012年4月 法政大学エコ地域デザイン研究センター客員研究員、現在に至る。
- 2014年5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

一般社団法人日本サウンドスケープ協会代表理事

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

学識経験者としての専門知識と豊富な経験を有しており、取締役会において有意義な発言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、専門家としての豊富な知見を活かし、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

候補者  
番号 **11** | よこ お けい す け  
**横尾 敬介** (1951年11月26日生)

再任  
社外  
独立役員



所有する当社の株式の数  
900株

● 略歴、地位及び担当

- 1974年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2001年 6月 みずほ証券株式会社常務執行役員経営企画グループ長
- 2007年 4月 同社取締役社長
- 2011年 6月 同社取締役会長
- 2015年 4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
- 2016年10月 第一生命保険株式会社社外取締役、現在に至る。
- 2017年 6月 日本水産株式会社社外取締役
- 2019年 5月 ソナー・アドバイザーズ株式会社取締役会長、現在に至る。
- 2019年12月 株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO、現在に至る。
- 2020年 5月 当社社外取締役、現在に至る。
- 2020年 6月 株式会社リコー社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

- 第一生命保険株式会社社外取締役
- ソナー・アドバイザーズ株式会社取締役会長
- 株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO
- 株式会社リコー社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

企業経営者としての豊富な経験と高い知見を有しており、取締役会において有意義な発言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

候補者番号 **12** | ありま あつみ **有馬 充美** (1962年8月11日生)

再任  
社外  
独立役員



所有する当社の株式の数  
900株

### ● 略歴、地位及び担当

- 1986年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2014年4月 株式会社みずほ銀行執行役員コーポレートアドバイザー一部長
- 2016年4月 同行執行役員国際営業部長
- 2019年4月 西武鉄道株式会社社外取締役、株式会社プリンスホテル社外取締役、現在に至る。
- 2020年5月 当社社外取締役、現在に至る。
- 2020年5月 株式会社大創産業社外取締役、現在に至る。
- 2020年10月 株式会社REAPRA社外取締役、現在に至る。

### ● 重要な兼職の状況

西武鉄道株式会社社外取締役  
株式会社プリンスホテル社外取締役  
株式会社大創産業社外取締役  
株式会社REAPRA社外取締役

### ● 当社との特別の利害関係

なし

### ● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融の分野における豊富な経験と、企業が意識すべき社会的課題に関し、学びや取組を通じて深い知見を有しており、取締役会において有意義な発言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。選任後も、これまで同様、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

(注) 1. 後藤 晃、鳥越けい子、横尾敬介、有馬充美の4氏は、社外取締役の候補者であり、いずれも当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 後藤 晃、鳥越けい子の両氏は、2014年5月から当社社外取締役役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって7年間であります。
3. 横尾敬介、有馬充美の両氏は、2020年5月から当社社外取締役役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって1年間であります。
4. 当社は、後藤 晃、鳥越けい子、横尾敬介、有馬充美の4氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しており、後藤 晃、鳥越けい子、横尾敬介、有馬充美の4氏の再任が承認された場合、4氏と当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者12氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2021年6月1日に更新の予定であります。

## 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

この総会開催の時をもって、2020年5月19日開催の第154回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役菅原邦彦氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

すがはら くにひこ  
**菅原 邦彦** (1952年3月8日生)

社外 独立役員



所有する当社の株式の数  
0株

### ● 略歴及び地位

1979年3月 公認会計士登録、現在に至る。

1997年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員

2013年8月 公認会計士菅原邦彦事務所代表、現在に至る。

2013年8月 株式会社サカタのタネ社外取締役、現在に至る。

### ● 重要な兼職の状況

公認会計士菅原邦彦事務所代表

株式会社サカタのタネ社外取締役

### ● 当社との特別の利害関係

なし

### ● 補欠社外監査役候補者とした理由

公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する適切な知見を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き補欠社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 菅原邦彦氏は、補欠社外監査役の候補者であり、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。
2. 菅原邦彦氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、菅原邦彦氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。菅原邦彦氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 【ご参考】

### ◀社外役員の独立性判断基準▶

当社は、社外取締役及び社外監査役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「社外役員の独立性判断基準」を独自に定めており、社外取締役及び社外監査役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者と判断しております。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者<sup>(※1)</sup>または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループの主要な取引先<sup>(※2)</sup>の業務執行者
- ③ 当社グループの主要な借入先<sup>(※3)</sup>の業務執行者
- ④ 当社の主要株主<sup>(※4)</sup>またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループが主要株主<sup>(※4)</sup>である会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから、役員報酬以外に多額<sup>(※5)</sup>の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑧ 当社グループから、多額<sup>(※5)</sup>の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑨ 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
- ⑩ 上記②～⑨のいずれかに過去3年間において該当していた者

- ⑪ 次のいずれかに掲げる者（重要な者<sup>(※6)</sup>に限る）の配偶者または二親等内の親族
- A) 当社グループの業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
  - B) 就任前1年間のいずれかの時期において、前A)に該当していた者
  - C) 上記②～⑨のいずれかに該当する者
- ⑫ その他、一般株主との間に実質的な利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者
- ※1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人をいう
  - ※2 当社グループの主要な取引先とは、過去3年間のいずれかにおいて、当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている取引先、またはその取引先の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた取引先をいう
  - ※3 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している借入先をいう
  - ※4 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者をいう
  - ※5 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の総収入の2%を超えることをいう
  - ※6 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう

以上

## 事業報告 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により深刻な影響を被りました。2020年4-6月期に戦後最大のマイナス成長を記録したGDP成長率は、その後世界経済の持ち直しを背景に2期連続でプラス成長となりました。しかしながら2020年通年では4.8%減と11年ぶりのマイナス成長となるなど、依然、感染拡大前の水準には至っておりません。

個人消費につきましては、昨年5月の緊急事態宣言の解除に伴う経済活動の再開に加え、政策効果や消費マインドの改善により緩やかに拡大したものの、本年1月には11都府県に緊急事態宣言が再発出されたこともあり、持ち直しの動きには足踏みが見られる状況が続いております。

欧米各国に続き日本国内でもワクチン接種が始まったこともあり、沈静化に向けた兆しは見られるものの、いまだに収束時期の見通しが立たない状況にあります。世界経済全体の先行きは不透明感が強く、失業の増加や所得の低迷による消費や投資を控える動きが続くなど、企業業績へのマイナス影響は長期化することが想定されます。

このような環境の下、当社グループは当年度の経営課題として「グループ総合戦略『まちづくり』(以下、まちづくり戦略)の深耕・拡大と『グループコスト構造改革』の断行」を掲げ、成長をめざしてまいりました。感染

が拡大する中、お客様や従業員の安全・安心の確保を第一に、感染防止策を徹底した上で営業を行い、昨年9月には「事前来店予約サービス」の対象店舗を7店舗に拡大するなどデジタル技術を活用した接客を強化し、お客様の利便性向上を図りました。オンラインストアでは「巣ごもり消費」による食料品・リビング関連の商材や、中元・歳暮等のギフトが需要を伸ばし、売上高は前年を大きく上回りました。また、本社スタッフについては在宅勤務を実施し、オンライン会議の導入等、デジタル技術を活用することで生産性向上に努めました。しかしながら、感染拡大防止に向けて実施した日本国内外のグループ商業施設での臨時休業や営業時間短縮に加え、外出自粛の動きが続いていることもあり、入店客数・売上ともに前年を大きく下回る結果となりました。

国内百貨店では従来からコスト構造や衣料品の再構築、デジタル活用をはじめとする営業の在り方などを経営課題として認識しておりましたが、コロナ禍においてこうした課題がより明確なものとなりました。また、消費者の生活様式や品揃えに対するニーズも大きく変化しています。引き続き、グループのブランド価値の源泉であり、中核である百貨店の再生を最重要テーマと位置づけ、これらの課題の克服に取り組んでまいります。

持続可能な社会の実現につきましては、短



期的・中長期的双方の視点に立って取組を進めております。昨年4月には食料品用レジ袋の有料化や素材変更を実施するなど、廃プラスチックゼロに向けた取組を進め、また、一昨年から国際的イニシアチブ「RE100」に参加し、2050年までに事業活動で使用する電力を再生可能エネルギーに100%転換することを目標としております。昨年11月から、玉川高島屋S・C周辺施設等既存施設8棟の使用電力について、順次再生可能エネルギーへの切替えを行っております。今後も行政やお取引先等との協働により、社会課題の解決に取り組んでまいります。

当期の連結業績につきましては、連結営業収益は680,899百万円（前年比25.9%減）、連結営業損失は13,496百万円（前年同期は営業利益25,582百万円）、連結経常損失は13,637百万円（前年同期は経常利益23,200百万円）となり、政府等の要請に基づきグループ商業施設を臨時休業したことにより発生した固定費や減損損失等を特別損失に計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は33,970百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益16,028百万円）となりました。

当期の単体業績につきましては、売上高は527,579百万円（前年比25.4%減）、営業損失は20,218百万円（前年同期は営業利益3,928百万円）、経常損失は18,055百万円（前年同期は経常利益8,534百万円）となり、当期純損失は33,630百万円（前年同期は当期純利益9,296百万円）となりました。

事業のセグメント別の概況は、次のとおりであります。

#### ◆ 百貨店業

百貨店業での営業収益は570,478百万円（前年比27.3%減）、営業損失は21,323百万円（前年同期は営業利益6,938百万円）となりました。

国内百貨店におきましては、緊急事態宣言の発出を受け、昨年4月から5月にかけて全店で食料品フロアを除き臨時休業を実施しました。全館営業の再開後においても、多くのお客様の来店を見込んだ営業施策・販売促進策の中止や開催方法の見直しを行ったことに加え、本年1月に緊急事態宣言が再発出されたこともあり、売上高は大きく減少いたしました。また、渡航制限で訪日外国人数が大幅に減少したことでインバウンド売上は前年から91.3%減となりました。

なお、昨年3月に子会社の株式会社米子高島屋の全株式を売却し、同社は商標ライセンス契約会社となりました。また、同年8月には港南台店の営業を終了し、A & S高島屋デューティーフリー株式会社が運営する市中免税店におきましては同年10月に営業を終了いたしました。一方、横浜店の地下食料品売場の改装を順次実施し、本年3月には国内最大級の「デパ地下」としてグランドオープンいたしました。

海外におきましては、当社が事業を展開するASEAN・中国でも新型コロナウイルスの影響を大きく受けました。上海高島屋では昨

年1月から3月にかけて営業時間を短縮しました。ホーチミン高島屋では同年3月から4月、サイアム高島屋では同年3月から5月、シンガポール高島屋では同年4月から6月にかけて一部食料品を除き臨時休業いたしました。その後、各店ともに全館での営業を再開し、売上高も回復しつつあったものの、主力のシンガポール高島屋においては、ツーリストや催事による売上高が引き続き大幅減となり、オンライン販売強化等の対策を図りましたが、売上高が前年より大きく減少いたしました。

なお、サイアム高島屋においては同年12月に高架鉄道が開業し、駅から店舗へ直結となりましたが、同時期に発生した現地での新型コロナウイルス感染の第2波が集客に影響し、開業効果は限定的となりました。

### ◆ 商業開発業

商業開発業での営業収益は36,981百万円（前年比18.8%減）、営業利益は5,867百万円（前年比40.9%減）となりました。

商業開発業におきましては、東神開発株式会社「まちづくり戦略」の中核としての役割を担っており、グループが一体となった事業展開を通じて、当社グループの成長戦略をけん引しております。昨年7月には高島屋東別館リノベーション第2弾として、「コミュニティー フードホール 大阪・日本橋」を開業し、館の価値向上に努めました。また、アクティブシニア向け住宅に対するニーズの高まりを背景に、当社グループの重点開発地域の一つである千葉県柏市において、同年7月にサービス付き高齢者向け住宅運営に参画い

たしました。

一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、百貨店業と同様、各商業施設において昨年2月末から営業時間の短縮を実施し、同年4月に発出された緊急事態宣言以降は食料品を除いて臨時休業をいたしました。その後、順次営業範囲を拡大したものの、引き続き外出を控える動きは強く、緊急事態宣言が再発出されたこともあり、入店客数・売上ともに前年を大きく下回り減収減益となりました。

海外においては、トーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD. が、シンガポール政府による入国規制の影響や2カ月を超える臨時休業の影響により減収減益となりました。また、ベトナム事業では、インドチャイナプラザ・ハノイが昨年3月から4月にかけて全館休業となったほか、ホーチミンのA&Bタワーの一部飲食テナントも同年3月から5月にかけて営業を休止いたしました。

### ◆ 金融業

金融業での営業収益は16,250百万円（前年比6.9%減）、営業利益は4,288百万円（前年比12.1%減）となりました。

金融業におきましては、昨年3月に高島屋クレジット株式会社と高島屋保険株式会社が合併し、高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社が誕生いたしました。当社グループにおける新たなファイナンシャルサービスの開始に向けて、株式会社SBI証券との提携による金融商品仲介業の登録、ほがらか信託株式会社との提携による信託契約代理店の登録を行いました。同年6月には日本橋高

島屋S.C.本館8階に「タカシマヤ ファイナ  
ンシャル カウンター」をオープンし、お客  
様の資産形成や継承等の相談を承るとも  
に、金融商品を取り扱うファイナンスカ  
ウンター事業を開始しました。当社グル  
ープでは金融業を成長分野と位置づけ、  
百貨店の顧客基盤を活用した事業の強  
化・拡大を図ってまいります。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大  
による新しい生活様式・価値観変化への  
対応として、タカシマヤオンラインストア  
におけるクレジットカード新規入会獲得  
の強化や、ファイナンスカウンター事業  
におけるWEBセミナー・WEB面談の導  
入等の取組を行いました。外出自粛や  
商業施設の営業時間短縮に加え、入店  
客数減少の継続によりクレジットカード  
取扱高、新規入会顧客は大幅に落ち込  
み、減収減益となりました。

#### ◆ 建装業

建装業での営業収益は19,079百万円  
(前年比42.5%減)、営業損失は980百  
万円(前年同期は営業利益1,779百万  
円)となりました。

建装業におきましては、高島屋スペ  
ースクリエイツ株式会社が、緊急事態  
宣言発出を受けた工事の中断・遅延に  
加え、景気の先行き不透明感が強ま  
ったことに伴う企業の設備投資の抑  
制による内装工事の需要の急減に対  
し、経費削減等の利益確保に努めたも  
の、減収減益となりました。

#### ◆ その他の事業

クロスメディア事業等その他の事業全  
体での営業収益は38,108百万円(前  
年比0.1%減)、営業利益は1,458百  
万円(前年比43.1%減)となりました。

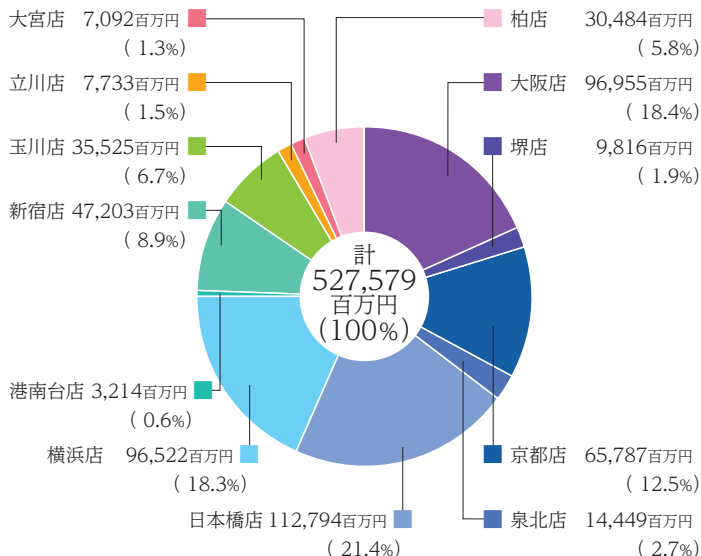
その他の事業におきましては、新型  
コロナウイルス感染拡大の影響により  
「巣ごもり消費」が拡大したことで、  
ネットビジネスが好調に推移し、ク  
ロスメディア事業及び株式会社セレクト  
スクエアが増収となりました。一方、  
株式会社センチュリーアンドカンパ  
ニーが人材派遣先である商業施設の  
休業による業務の縮小によって減収  
減益となり、その他の事業全体でも  
減収減益となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、  
安定的な配当水準を維持することを基本  
スタンスとしながら、業績や経営環境  
を総合的に勘案し、1株につき12円  
とさせていただきますと存じます。

## 当社の店別及び商品別売上高

### ▶ 店別売上高

店別	金額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
■ 大阪店	96,955	18.4	△35.2
■ 堺店	9,816	1.9	△15.8
■ 京都店	65,787	12.5	△26.5
■ 泉北店	14,449	2.7	△12.4
■ 日本橋店	112,794	21.4	△13.8
■ 横浜店	96,522	18.3	△25.5
■ 港南台店	3,214	0.6	△58.0
■ 新宿店	47,203	8.9	△34.2
■ 玉川店	35,525	6.7	△17.2
■ 立川店	7,733	1.5	△14.6
■ 大宮店	7,092	1.3	△24.9
■ 柏店	30,484	5.8	△22.3
計	527,579	100.0	△25.4



### 注 記

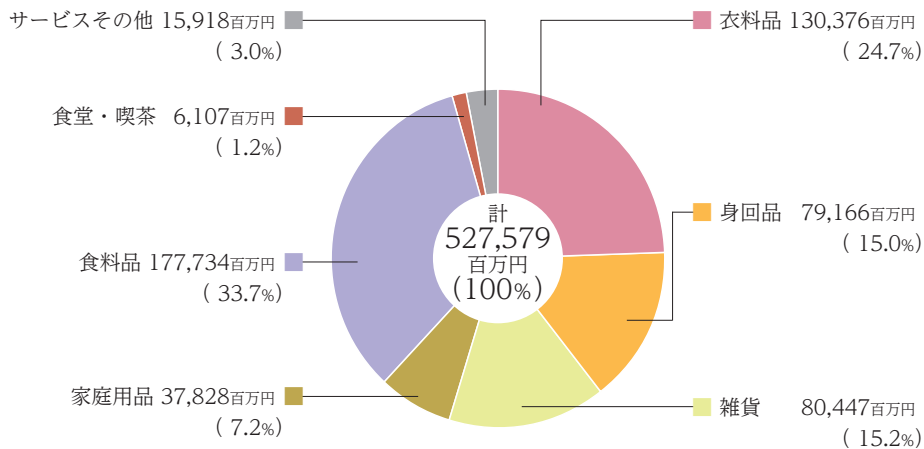
- ① 当社の店別売上高の京都店には洛西店を含めております。
- ② 当社の店別売上高には、法人事業部(31,706百万円、前年比6.5%減)及びクロスメディア事業部(22,572百万円、前年比22.5%増)の売上高を、それぞれ所在する地区の各店に含めております。
- ③ 港南台店は2020年8月16日に営業終了いたしました。

### ご参考

- 百貨店業（国内連結子会社3社）の店別売上高  
 株式会社岡山高島屋（岡路店）：15,758百万円（前年比14.9%減）  
 株式会社岐阜高島屋（岐阜店）：11,494百万円（前年比15.7%減）  
 株式会社高崎高島屋（高崎店）：13,924百万円（前年比13.0%減）
- 当社及び上記国内連結子会社3社の合計売上高（2020年3月1日から2021年2月28日まで）は568,756百万円（前年比25.2%減）であります。
- 株式会社米子高島屋は2020年3月1日の株式譲渡により、国内連結子会社から除外しております。

## ▶商品別売上高

商品別	金額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
衣料品	130,376	24.7	△32.8
身回品	79,166	15.0	△30.5
雑貨	80,447	15.2	△37.0
家庭用品	37,828	7.2	△11.6
食料品	177,734	33.7	△11.3
食堂・喫茶	6,107	1.2	△44.8
サービスその他	15,918	3.0	△10.9
計	527,579	100.0	△25.4



### ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は27,204百万円であります。主なものとして、当社は横浜店食料品売場増床関連であり、子会社は東神開発株式会社の流山周辺開発であります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は社債償還、借入金返済または運転資金に充当するため、金融機関からの借入及びコマーシャルペーパーの発行により73,500百万円を調達しました。

### ④ 対処すべき課題

当年度は新型コロナウイルスが世界的に流行し、人と物の移動は制限され、グローバル化した世界経済は深刻な影響を被りました。今後、ワクチン接種の広がりや沈静化が期待されますが、暫くは国際的な人の往来が元通りとなることは厳しいと想定されます。

国内においては、昨年末からの急激な感染者数の増大により、本年1月に緊急事態宣言が再発出されました。それに伴う外出自粛要請や飲食業を中心とした営業時間短縮により、国内需要の回復の兆しはいまだ見えない不透明な状況にあります。一方で、デジタルトランスフォーメーションによる人々の生活や働き方のスタイルの変容は日常的なものとなりつつあります。

当社グループにおいては、当年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中核事業である国内百貨店を中心に、収益は大きく低下しました。

こうしたなか、当社グループは、「百貨店

の再生と、グループ収益基盤の強化」を経営目標に掲げ、百貨店の再生においては「『魅力ある品揃えの実現』と『お客様との関係の再構築』」、グループ収益基盤の強化においては「『グループ事業展開力の強化』と『グループコスト構造改革の断行』」を経営課題とし、百貨店業を中心に各事業の成長を目指してまいります。

企業活動にあたり、その根幹をなす「コンプライアンスの徹底」は何よりも優先すべきことです。グループ全体のリスクマネジメント体制の強化と、重要性が高まるグループガバナンス向上を図るための内部統制システムの充実、取締役会の更なる機能強化に取り組み、継続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

また、地球環境保全や気候変動への関心の高まりとともに、消費行動にもエシカルな視点が反映されつつあります。SDGsへの取組は企業の社会的責任であると同時に、経営戦

略上重要な位置づけです。当社グループにおいては、日本環境設計株式会社との協働により開発した、再生ポリエステル使用の紳士・婦人服オリジナル商品の販売を開始するほか、RE100の一環として100%再生可能エネルギー由来の電力を使用する「流山おおたかの森S・C FLAPS」、ZEB（ゼロ・エネルギー・ビルディング）化したオフィスビル「日本橋三丁目スクエア」を開業するなど、将来世代が安心して暮らすことができる地球環境の再生、脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

#### ＜百貨店業＞

当社グループのブランド価値の源泉である百貨店業におきましては、抜本的な収益基盤の強化が急務であり、営業力強化とコスト構造改革の両輪で具体的施策を推進してまいります。

まず営業力強化に向けては、お客様の声に耳を傾け、魅力ある品揃えやサービスにつなげる必要があります。これまで長期にわたり協業してきた主要なお取引先と目標を共有し、それを達成するための具体策を共に立案し、推進してまいります。一方で、主要お取引先のみならず、新規お取引先や新たなデザイナーを開拓し、取り込むことも並行して進めてまいります。

館の集客の要である食料品については、味百選・銘菓百選売場を皮切りに、地域色豊かな魅力ある品揃えを実現すると同時に、業務内容の標準化、効率的な売場運営を推進する

ことで、売場の販売員がより販売業務に専念できる体制を整えて営業力強化につなげてまいります。

成長領域であるECの分野においては、百貨店ならではの魅力ある商材や独自商材の提案に加え、顧客体験価値を高めるべく次年度中にECシステムを刷新し、パーソナライズされた商品提案や商品検索機能の充実を図ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により変容した消費行動や生活様式への対応も急務です。短時間でお買物をしたいというニーズがある一方で、心豊かにふれあいを求めるお客様ニーズが存在します。まずは、店頭での商品知識や接客技術を高め、より高品質な販売サービスに磨きをかけてまいります。同時に、デジタル技術を活用したリモート接客やオンライン予約システム等、安心してお買物やご注文ができるツールを最大限活用し、お客様との関係をより強固なものとしてまいります。

飲食の分野においては、株式会社アール・ティー・コーポレーションの核ブランドである「鼎泰豊」の新規出店（本年4月越谷レイクタウン、同年6月大阪ルクア）や、第2の核ブランドと位置づける「リナストアズ」の新規展開（同年夏 表参道エリア）を進めてまいります。

また、健康寿命の延伸を背景に、当社グループのブランド価値向上と顧客接点の拡大に向け、本年4月、玉川高島屋S・Cの近く

に、介護施設「タカシマヤ ユアテラス 二子玉川」を開業いたしました。付加価値の高い機能訓練特化型デイサービスを提供し、ご利用者の身体機能の維持・改善を図り、豊かな老後をサポートしてまいります。

一方、コスト構造の改革に向けては、まず現状の業務の更なる合理化に取り組みます。お客様と向き合う時間の創出に向け、社内申請書類・手続きにおけるペーパーレス、ハンコレス等を進めてまいります。さらに、当社グループの従業員が業務領域の枠を取り払い、複数の多様な業務をこなすことでグループ全体の利益につなげるという考えのもと、マルチタスク化を強力に進めてまいります。一人ひとりが幅広い業務に対応していくことで、個々人の能力向上を図るとともに、生産性を大きく向上させてまいります。

海外店舗につきましては、各国ともに新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、業績回復は不透明な状況にはありますが、国内グループ各社が海外各店舗、現地法人と協働することによりブランド価値を向上させ、アジアにおける成長基盤を築いてまいります。ASEAN戦略の中核的役割を担うシンガポール高島屋を安定的な収益軌道に戻すとともに、ホーチミン高島屋の黒字化を確かなものとしていきます。一方、早期黒字化が急がれるサイアム高島屋は、現地に根ざし、ワンストップで安心・便利・満足いただける品揃え・サービスの実現に努めてまいります。また上海高島屋は、全館フロアにおけるMDの

再構築とローコスト経営を推進し、一層の収益改善を進めてまいります。

#### < 商業開発業 >

商業開発業におきましては、東神開発株式会社をけん引役に、「まちづくり戦略」を推進してまいります。まちづくり戦略の柱は拠点開発と事業開発であります。拠点開発はまち全体の流れをつくるアンカーとしての役割発揮につながり、事業開発は館の魅力最大化という側面へとつながります。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により厳しい経営環境に置かれるSCの既存テナントを支え、商業開発業の収益性を回復するという足元の課題にも取り組んでまいります。国内では、本年3月に開業した「流山おおたかの森S・C FLAPS」や、同年12月末竣工予定の「日本橋三丁目スクエア」等の拠点開発を進めます。海外では、安定成長を続けるベトナム・ハノイを戦略拠点とし、スターレイクプロジェクトの着実な推進や、コロナ禍でも収益安定性が際立つ複合開発案件（ランカスター・ルミネール計画）に積極的に投資し、収益基盤の拡大を図ってまいります。

一方、事業開発では、次世代のSCに求められる新たなコンテンツ開拓に取り組みます。国内外において、異業種や外部企業とのアライアンスを進め、非商業も含め間口を広げることで、新たな来店動機を創出してまいります。

#### < 金融業 >

金融業におきましては、百貨店業、商業開発業に次ぐ、第3の柱と位置づけて、融資事



業の推進、ファイナンシャルカウンター事業の着実な成長に向けた基盤投資を行います。融資事業としては、ソーシャルレンディング（貸付型）への参入、次世代顧客づくりを見据えたデジタル融資事業の開発を推進してまいります。また、ファイナンシャルカウンター事業に関しては、本年7月に大阪店、同年9月に横浜店でファイナンシャルカウンターを増設し、金融の専門知識を持つ相談員が中立的な立場で要望に応じた金融商品の仲介や信託サービスの取次ぎを行い、お客様に寄り添ったサービスの強化を図ってまいります。

#### < 建装業 >

建装業では、高島屋スペースクリエイツ株式会社が、新型コロナウイルス感染拡大の影

響による内装工事需要の減少に対応すべく、今後の受注拡大に向け、企画、デザイン等のソフト機能を高めます。具体的には、施設建築の企画・計画段階から当該プロジェクトに参画し、単なる内装工事の受注だけに止まらない施設建築プロジェクト全体に対するソリューションを提供する先行提案型営業によって競争力・収益力向上を図ってまいります。

今後とも、総力を挙げて、業績の向上と社会への貢献に努め、株主の皆様のご期待に添ってまいりたいと存じます。何とぞ、格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## ⑤ 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 (第152期)	2018年度 (第153期)	2019年度 (第154期)	2020年度 (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	907,805	912,848	919,094	680,899
営業利益又は営業損失(△) (百万円)	35,318	26,661	25,582	△13,496
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	38,606	31,234	23,200	△13,637
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	23,658	16,443	16,028	△33,970
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	135.39	94.10	93.29	△203.74
総資産 (百万円)	1,035,807	1,078,130	1,168,503	1,150,506
純資産 (百万円)	449,526	461,585	455,871	415,111

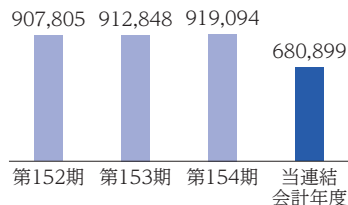
## ■ 事業報告

### 注 記

- ①2018年度（第153期）より、国際財務報告基準（IFRS）を適用する在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する純額表示に変更しております。この変更に伴い、2017年度（第152期）については、遡及適用後の数値を記載しております。
- ②国際財務報告基準（IFRS）を適用する在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」（2016年1月13日。以下、「IFRS第16号」という。）を、2019年度の期首から適用しております。IFRS第16号はリースの借手に、原則としてすべてのリースについて資産及び負債を認識すること等を要求しており、当該会計基準の適用にあたっては、その経過措置で認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。
- ③当社は、2018年9月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施したため、2017年度（第152期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

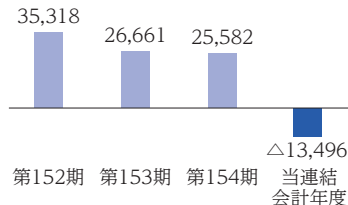
### 営業収益

(百万円)



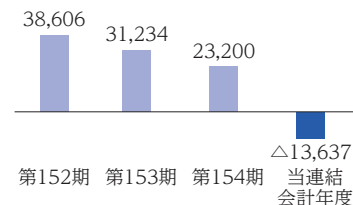
### 営業利益又は営業損失 (△)

(百万円)



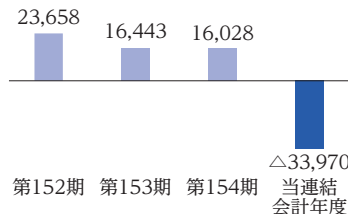
### 経常利益又は経常損失 (△)

(百万円)



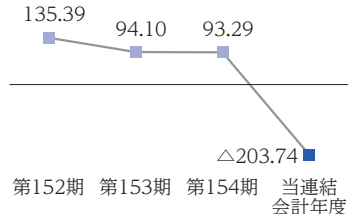
### 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

(百万円)



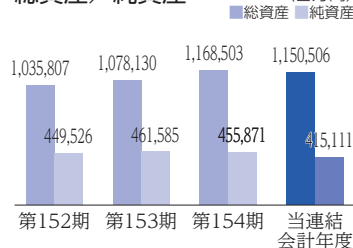
### 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)

(円)



### 総資産／純資産

(百万円)



## ⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社等の状況

#### ア. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社岡山高島屋	90 百万円	100.0%	百貨店業	岡山市北区
株式会社岐阜高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	岐阜市
株式会社高崎高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	群馬県高崎市
タカシマヤ・シンガポールLTD.	100 百万円 シンガポールドル	100.0	百貨店業	シンガポール
上海高島屋百貨有限公司	610 百万円	100.0 (66.8)	百貨店業	上海市長寧区
タカシマヤ ベトナム LTD.	32 百万 USドル	100.0 (100.0)	百貨店業	ホーチミン市
サイアムタカシマヤ(タイランド)CO., LTD.	2,200 百万 バーツ	51.0 (51.0)	百貨店業	バンコク市
株式会社高島屋友の会	50 百万円	100.0	百貨店業	東京都中央区
東神開発株式会社	2,140 百万円	100.0	商業開発業	東京都世田谷区
トーシンディベロップメントシンガポールPTELTD.	8,526 千 シンガポールドル	100.0 (100.0)	商業開発業	シンガポール
高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社	100 百万円	69.5	金融業	東京都中央区
高島屋スペースクリエイティブ株式会社	100 百万円	100.0	建築業	東京都中央区

#### 注 記

- ①当社の出資比率欄の( )内の数字は、間接所有比率であります。
- ②当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
- ③株式会社米子高島屋は2020年3月1日の株式譲渡により、重要な子会社から除外しております。
- ④当社は、2020年7月1日に両備ホールディングス株式会社が保有する株式会社岡山高島屋の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

イ. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社ジェイアール東海高島屋	10,000 百万円	33.4%	百貨店業	名古屋市村中区
株式会社伊予鉄高島屋	100 百万円	33.6%	百貨店業	愛媛県松山市

⑦ 主要な事業内容

百貨店業、商業開発業、金融業、建装業及びクロスメディア事業等その他の事業

⑧ 主要な事業所

- 本社 大阪市中央区難波5丁目1番5号
- 店舗

支店及び支店所属の店舗	所在地
大阪店	大阪市中央区難波5丁目1番5号
堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地
京都店	京都市下京区四条通河原町西入真町52番地
洛西店	京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の5
泉北店	堺市南区茶山台1丁3番1号
日本橋店	東京都中央区日本橋2丁目4番1号
横浜店	横浜市西区南幸1丁目6番31号
新宿店	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目24番2号
玉川店	東京都世田谷区玉川3丁目17番1号
立川店	東京都立川市曙町2丁目39番3号
大宮店	さいたま市大宮区大門町1丁目32番地
柏店	千葉県柏市末広町3番16号

注 記

港南台店は2020年8月16日に営業終了いたしました。

## 9 従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
当 社	4,478名	153名減
連結子会社	3,072名	122名減
合 計	7,550名	275名減

### 注 記

- ①従業員は就業人員であります。
- ②上記のほか、嘱託員、契約社員及びパート社員は5,236名で、総従業員数は12,786名（前期末比833名減）であります。

## 10 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社日本政策投資銀行	30,000 <small>百万円</small>
シンジケートローン	30,000
株式会社三菱UFJ銀行	22,150

### 注 記

シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする32社による協調融資団であります。

## 11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、2020年3月27日開催の取締役会で、当社の連結子会社である株式会社フードアンドパートナーズの株式のうち当社が保有する全株式について、合弁先である貝印株式会社に譲渡することを決議し、2020年5月29日に譲渡いたしました。
- ② 当社は、2020年5月19日開催の取締役会で、当社が50.0%出資する持分法適用関連会社である株式会社新南海ストアの株式のうち、当社が保有する全株式について、大阪地下街株式会社に譲渡することを決議し、2020年6月1日に譲渡いたしました。
- ③ 当社は、2020年6月26日開催の取締役会で、当社の連結子会社である株式会社タップの解散及び清算を決議いたしました。

- ④ 当社は、2020年6月26日開催の取締役会で、当社の連結子会社である株式会社岡山高島屋の株式のうち両備ホールディングス株式会社が保有する全株式を取得し、当社の完全子会社とすることを決議し、2020年7月1日に株式を取得いたしました。
- ⑤ 当社は、2020年10月13日開催の取締役会で、当社の連結子会社であるA&S高島屋デューティーフリー株式会社の事業終了を決議し、2020年10月31日に事業を終了いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 166,733,107株（自己株式11,026,374株を除く。）
- ③ 株 主 数 134,793名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,215 <sup>千株</sup>	10.3%
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	8,887	5.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,882	4.1
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	5,323	3.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,961	3.0
高 島 屋 共 栄 会	3,469	2.1
相 鉄 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,402	1.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	2,285	1.4
THE BANK OF NEW YORK 133972	2,152	1.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	2,005	1.2

### 注 記

当社は、自己株式11,026,374株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## ⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年11月20日開催の取締役会決議により発行した「2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 6,000個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式27,522,935株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 2,180円
- 新株予約権を行使することができる期間

2018年12月20日から2028年11月22日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）



## 4. 会社役員に関する事項

### ① 取締役及び監査役の氏名等

2021年2月28日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木弘治	取締役会長 (代表取締役)	
村田善郎	取締役社長 (代表取締役) 業務監査室担当	
栗野光章	専務取締役 (代表取締役) 営業本部長、 ライフデザインオフィス長	
山口健夫	常務取締役 (代表取締役) 総務本部長、秘書室担当	
岡部恒明	常務取締役 (代表取締役) 企画本部長	株式会社ジェイアール東海 高島屋取締役
亀岡恒方	常務取締役	関西代表、営業本部大阪店長
井上淑子	常務取締役	営業本部副本部長、MD本部長
高久充	常務取締役	営業本部企画宣伝部長
後藤晃	取締役	株式会社伊予鉄高島屋取締役
鳥越けい子	取締役	一般社団法人日本サウンド スケープ協会代表理事
横尾敬介	取締役	第一生命保険株式会社社外取締役 ソナー・アドバイザーズ株式 会社取締役会長 株式会社産業革新投資機構 代表取締役社長CEO 株式会社リコー社外取締役
有馬充美	取締役	西武鉄道株式会社社外取締役 株式会社プリンスホテル社外取締役 株式会社大創産業社外取締役 株式会社REAPRA社外取締役
鋤納健治	常勤監査役	
片岡不二恵	常勤監査役	
武藤英二	監査役	株式会社群馬銀行社外取締役 りんかい日産建設株式会社 社外監査役
西村寛	監査役	Moore至誠監査法人代表社員 Moore至誠税理士法人代表社員

注 記

- ①取締役後藤 晃、鳥越けい子、横尾敬介、有馬充美の4氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ②監査役武藤英二、西村 寛の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ③監査役武藤英二氏は、日本銀行理事等としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④監査役西村 寛氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ⑤当社は、社外取締役後藤 晃、鳥越けい子、横尾敬介、有馬充美の4氏及び社外監査役武藤英二、西村 寛の両氏と、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。

⑥役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員および国内連結子会社の取締役、監査役、執行役員であります。

⑦当事業年度中に次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏 名	変 更 内 容	変更年月日
横 尾 敬 介	日本水産株式会社社外取締役を退任 株式会社リコー社外取締役に就任	2020年6月25日 2020年6月26日
有 馬 充 美	株式会社大創産業社外取締役に就任 株式会社REAPRA社外取締役に就任	2020年5月30日 2020年10月31日

⑧2021年2月28日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏 名	変 更 内 容
高 久 充	株式会社伊予鉄高島屋取締役に退任

◎2021年3月1日付で、次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
亀岡恒方	専務取締役（代表取締役） 営業本部長、ライフデザインオフィス長	常務取締役 関西代表、 営業本部大阪店長
岡部恒明	常務取締役（代表取締役） 総務本部長、秘書室担当	常務取締役（代表取締役） 企画本部長
栗野光章	取締役 特命担当	専務取締役（代表取締役） 営業本部長、ライフデザインオフィス長
山口健夫	取締役 特命担当	常務取締役（代表取締役） 総務本部長、秘書室担当
高久充	取締役 特命担当	常務取締役 営業本部企画宣伝部長

◎2021年3月1日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏名	変更内容
栗野光章	株式会社グッドリブ取締役社長（代表取締役）に就任
井上淑子	株式会社伊予鉄高島屋取締役に就任
高久充	株式会社高島屋友の会取締役社長（代表取締役）に就任

## ② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月19日開催の取締役会において定めており、その概要は以下の通りです。

### ■個人別報酬決定の基本方針

- 各役位に求められる役割に応じて報酬水準と評価指標を設定し、客観性のある評定プロセスにより公正性と透明性を担保

- ・各役位に設定する固定報酬と、単年度の業績に応じて支給する変動報酬で構成し、自らが担当する部門の業績向上にむけたインセンティブを担保
- ・自社株取得報酬により、株主・投資家と利益やリスクの共有化を図り、中長期的な業績向上と企業価値向上に向けたインセンティブを担保
- ・社外取締役は固定報酬のみとし、業績指標に対する達成度に連動して報酬額が変動しない報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保

### ■ 固定報酬の個人別報酬額決定方針

- ・当社の取締役の固定報酬は、月例支給とし、役位に応じて他社水準、当社の業績水準、従業員給与の水準を考慮しながら、報酬委員会答申を踏まえ、総合的に勘案して決定する。
- ・取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は、基本報酬と自社株取得報酬から構成する。
- ・社外取締役の固定報酬は、基本報酬のみとする。

### ■ 業績連動報酬の個人別報酬額決定方針

- ・事業年度ごとの連結・百貨店業績、担当部門業績及びPDCA等の重点課題に対する目標達成度に基づき算出された額を、翌事業年度に月例報酬及び賞与として支給する。
- ・賞与として支給する場合は、翌事業年度の5月末日（金融機関休業日の場合は、その前日）に支給する。

### ■ 個人別報酬における固定報酬、業績連動報酬の割合の決定方針

- ・基本報酬（固定）：自社株取得報酬（固定）：業績連動報酬＝60：14：26  
上記の基準割合については、環境に応じ、他社動向等を考慮しながら、報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行う。
- ・当該事業年度のグループ業績を一定以上達成した場合、株主総会決議を経て賞与を支給するものとし、賞与総額の個別配分額は、個別評価に基づき決定する。

### ■ 個人別報酬の内容の決定方針

- ・社外取締役を委員長とする「報酬委員会」を取締役会の諮問機関として設置しており、個人別の報酬額については、報酬委員で審議された個別評価に基づき答申された原案を踏まえ取締役会で決定する。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

取締役15名 344百万円（うち社外取締役5名 37百万円）

監査役 5名 64百万円（うち社外監査役2名 18百万円）

## 注 記

取締役の人数及び報酬等の額には、2020年5月19日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役1名に対する報酬等の額を含めております。

## ③ 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	後 藤 晃	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等、及び元公正取引委員会委員としての経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	鳥 越 けい子	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	横 尾 敬 介	2020年5月19日開催の第154回定時株主総会にて就任以降開催の取締役会11回のうち10回に出席し、会社経営者としての専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	有 馬 充 美	2020年5月19日開催の第154回定時株主総会にて就任以降開催の取締役会11回の全てに出席し、金融分野での専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	武 藤 英 二	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また監査役会11回の全てに出席し、元日本銀行理事等としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	西 村 寛	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また監査役会11回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての経験・知識等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

注 記

取締役鳥越けい子氏の兼職先である一般社団法人日本サウンドスケープ協会、取締役横尾敬介氏の兼職先である第一生命保険株式会社、ソナー・アドバイザーズ株式会社、株式会社産業革新投資機構、株式会社リコー、取締役有馬充美氏の兼職先である西武鉄道株式会社、株式会社プリンスホテル、株式会社大創産業、株式会社REAPRA、監査役武藤英二氏の兼職先である株式会社群馬銀行、りんかい日産建設株式会社、監査役西村 寛氏の兼職先であるMoore至誠監査法人、Moore至誠税理士法人と当社の間には、特別の関係はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### ② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

### ③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	117百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	39百万円
計	157百万円

#### ②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	154百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	39百万円
計	193百万円

注 記

①当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

- ②監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について相当であると判断し会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ④ 非監査業務の内容

主なものとして、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識に関する会計基準に係る助言業務を依頼し、対価を支払っております。

#### ⑤ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、タカシマヤ・シンガポールLTD.及びトーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.はKPMG LLP、上海高島屋百貨有限公司はKPMG Huazhen LLP、タカシマヤ ベトナム LTD.はKPMG Limited、サイアム タカシマヤ（タイランド）CO.,LTD.はEY Office Limitedの法定監査を受けております。

#### ⑥ 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合の他、会計監査人の職業倫理、独立性、専門性、効率性、監査に関する品質管理体制等において適正でないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### ① コンプライアンス体制

#### 「当社及びグループ各社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- ① 当社グループの経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすところを大切にすることにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。経営トップをはじめとする全取締役、執行役員は、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践します。
- ② 取締役会は、当社及びグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督するとともに、実効性あるグループ全体の内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの基本方針に基づく運用状況や課題について定期的に確認します。
- ③ 監査役は、内部統制システムの機能と有効性を監査するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めます。
- ④ 社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」のもと、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取組状況等をグループ横断的に検証し、強化します。
- ⑤ 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図ります。
- ⑥ ESG推進室及び人事部は、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修など様々な場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図ります。
- ⑦ 不正行為等の通報を受け付ける窓口として、「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置、運営します。匿名でも受け付け、秘匿性を保障、通報者に不利益が及ばないことを確保し、当事者の通報に対しては処分等の減軽免除を考慮します。また、「法務相談窓口」を設置し、より多くの内部通報を受け付け、自浄作用を高めます。
- ⑧ 内部監査機関である業務監査室は、定期的に各事業所及びグループ各社において会計監査及び業務監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求めます。業務監査室長は、これらの監査結果を、社長をはじめ各取締役・監査役に報告します。



## ② リスクマネジメント体制

### 「当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ①社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの横断的なリスク管理体制の構築に努めるとともに、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるよう、常に管理体制を見直し、強化します。また、新たな取組に関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールしていきます。
- ②「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた対応をマニュアル化した「イエローファイル」の整備を行います。併せてリスク発生を未然に防ぐ予防体制を強化し、ラインを通じてリスク管理の徹底を図ります。
- ③反社会的勢力排除のために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置するなど体制整備に取り組むことで、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害を防止します。

## ③ 情報保存・管理体制

### 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報は、法令及び当社の社内規定に従い、適切に保存し、管理します。

## ④ 適正かつ効率的な職務執行体制

### 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ①取締役は、取締役会規則、取締役業務分掌規則、常務会規則、組織機能規則、決裁規則等の社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行います。これらの規則は、法令の改廃、経営および業務執行監督の適正性確保、職務執行の一層の効率化などに照らし適宜見直しを図ります。
- ②当社は、当社グループの年度経営方針を策定し、PDCAによる方針管理を行い、各組織における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ③定例取締役会を原則として毎月1回開催し、必要ある場合には臨時取締役会を開催し、重要な意思決定を行います。

## ⑤ グループ会社管理体制

### 「グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ①当社は、当社グループの年度経営方針に基づき、PDCAによるグループ全体としての方針管理を行い、グループ各社における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。

- ②当社取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。
- ③グループ会社の業務指導を所管する企画本部は、高島屋グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。

### ⑥ 監査役補助体制

#### 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

当社は、監査役に対し直属の部下として専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する体制を整備します。

#### 「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

- ①監査役付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定します。
- ②当社は、監査役付の使用人の任命及び異動について、監査役の事前の同意を要することとします。

### ⑦ 監査役への報告体制

#### 「当社及びグループ各社の取締役等が当社監査役に報告するための体制」

- ①当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告します。
- ②監査役は、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人から報告、又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、これに迅速・的確に対応します。
- ③当社は、内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査役会に報告します。
- ④当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底します。

### ⑧ 監査役監査の実効性確保の体制

#### 「監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- ①代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。

- ②監査役は、取締役会のほか、常務会、経営PDCA、高島屋グループCSR委員会など、取締役等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができます。
- ③監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役連絡会を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努めます。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人及び業務監査室との緊密な連携を図ります。
- ④監査役は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができます。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、運用しております。第155期事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を営業体制をはじめとして大きく受けたものの、「緊急事態宣言発出に伴う対策検討会議」等も開催し、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づくシステムは適正に運用されました。

方針管理として、当事業年度開始時に、高島屋グループの本社、店、グループ会社等の部門経営層を対象にフォーラムを開催し、高島屋グループ年度経営方針を説明いたしました。また、経営方針に基づいた経営課題と対策の進捗状況について、当社経営陣と各部門・各グループ会社間による確認会議（PDCA）を半期に1回実施しており、方針管理が適切に実行できているか、定期的に確認しております。

また、コンプライアンス経営の徹底や内部統制の状況を検証し、強化するために、「高島屋グループCSR委員会」を開催しております。ここでは、本社主管部門における内部統制の実効性を担保するための取組状況や、グループ全体として取り組むべきCSR重点課題とそれを具体策に繋げる分析・目標設定等のアプローチ方法について確認しております。

リスク管理体制の強化につきましては、半期に1回、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を開催しております。当事業年度においては、『新型コロナウイルス感染拡大防止、共存への対応』及び『当社グループにおける重要リスクの選定』、『危機管理事案の発生要因に関する検証・運用改善』等について検討、実施いたしました。

加えて、社長直轄の内部監査機関である業務監査室による、定期的な内部監査と経営課題に特化したテーマ監査、財務報告に係る内部統制評価を実施いたしました。また、海外拠点については新型コロナウイルス感染拡大の影響により監査が中止となったものの、海外自主点検シート改定に向けた各社ヒアリングを実施いたしました。更に当社グループにおけるグループ事業の多様化・専門化が進む中、重要性が高まるグループガバナンス向上を図るべく、内部統制強化に向けた取組を推進いたしました。

監査結果は取締役会で報告し対応を確認するとともに、速やかに業務執行ラインにフィードバックし、グループ全体における組織機能の向上や運用上の課題解決に努めております。

監査役の監査の実効性を確保する体制といたしましては、監査役と代表取締役との定期的な会合を実施しているほか、会計監査人及び財務部、業務監査室との連携などを行っております。また、内部通報制度で通報された内容について監査役に報告しております。

### 8. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

#### 事業報告注記

金額、株式数等の表示単位未満は切捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

---

※事業報告中のグラフ等は、[ご参考] であります。

# 計算書類等

## 連結貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
流動資産	283,607	流動負債	402,625
現金及び預金	106,675	支払手形及び買掛金	86,965
受取手形及び売掛金	100,682	短期借入金	28,220
有価証券	8	1年内償還予定の社債	10,090
商品及び製品	41,843	コマーシャル・ペーパー	10,000
仕掛品	327	リース債務	7,981
原材料及び貯蔵品	1,139	未払法人税等	8,356
その他	33,595	前受金	112,897
貸倒引当金	△ 664	商品券	54,074
固定資産	866,899	預り金	26,030
有形固定資産	706,535	ポイント引当金	2,427
建物及び構築物	184,000	建物修繕工事引当金	3,661
機械装置及び運搬具	376	その他	51,918
工具、器具及び備品	13,610	固定負債	332,769
土地	411,031	社債	60,277
リース資産	3,139	長期借入金	98,565
建設仮勘定	17,095	リース債務	78,409
使用権資産	77,281	資産除去債務	5,028
無形固定資産	36,439	退職給付に係る負債	53,083
のれん	2,354	役員退職慰労引当金	310
借地権	10,070	環境対策引当金	241
使用権資産	4,673	繰延税金負債	1,650
その他	19,341	再評価に係る繰延税金負債	9,050
投資その他の資産	123,923	その他	26,153
投資有価証券	75,222	負債合計	735,395
差入保証金	26,562	<b>純資産の部</b>	
繰延税金資産	19,959	株主資本	375,437
その他	4,740	資本金	66,025
貸倒引当金	△ 2,562	資本剰余金	54,790
資産合計	1,150,506	利益剰余金	270,615
		自己株式	△ 15,993
		その他の包括利益累計額	18,879
		その他有価証券評価差額金	8,873
		繰延ヘッジ損益	1
		土地再評価差額金	2,945
		為替換算調整勘定	5,969
		退職給付に係る調整累計額	1,089
		非支配株主持分	20,793
		純資産合計	415,111
		負債純資産合計	1,150,506

## ■ 計算書類等

### 連結損益計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		680,899
売上高		620,885
売上原価		471,620
売上総利益		149,265
その他の営業収入		60,013
営業総利益		209,278
販売費及び一般管理費		222,775
営業損失		13,496
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,666	
助成金収入	1,629	
持分法による投資利益	1,012	
その他	903	5,211
営業外費用		
支払利息	4,736	
建物修繕工事引当金繰入額	145	
その他	470	5,351
経常損失		13,637
特別利益		
助成金収入	3,249	
リース債務免除益	1,680	
その他	173	5,104
特別損失		
固定資産除却損	1,868	
投資有価証券評価損	3,348	
減損損失	6,846	
新型コロナウイルス感染症による損失	10,321	
その他	921	23,306
税金等調整前当期純損失		31,838
法人税、住民税及び事業税	4,152	
法人税等調整額	△ 2,869	1,282
当期純損失		33,121
非支配株主に帰属する当期純利益		849
親会社株主に帰属する当期純損失		33,970

## 貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	152,476	<b>流動負債</b>	348,519
現金及び預金	45,904	買掛金	51,379
受取手形	277	短期借入金	132,090
売掛金	40,992	1年内償還予定の社債	10,000
商品	36,015	コマーシャルペーパー	10,000
貯蔵品	768	リース債務	837
前渡金	335	未払金	25,299
前払費用	2,780	未払法人税等	1,867
短期貸付金	20,010	未払費用	1,012
立替金	7,048	前受金	4,413
その他	8,710	商品券	41,028
貸倒引当金	△ 10,367	預り金	57,750
<b>固定資産</b>	656,894	ポイント引当金	2,373
<b>有形固定資産</b>	493,661	建物修繕工事引当金	3,661
建物	123,611	関係会社事業損失引当金	250
構築物	1,745	その他	6,555
車両運搬具	6	<b>固定負債</b>	228,962
工具、器具及び備品	8,305	社債	60,233
土地	354,416	長期借入金	97,500
リース資産	2,426	リース債務	1,840
建設仮勘定	3,150	退職給付引当金	49,946
<b>無形固定資産</b>	21,769	環境対策引当金	241
借地権	3,769	関係会社事業損失引当金	990
共同施設負担金	4,510	長期預り金	7,369
ソフトウェア	6,359	再評価に係る繰延税金負債	8,372
その他	7,131	その他	2,469
<b>投資その他の資産</b>	141,463	<b>負債合計</b>	577,481
投資有価証券	25,354	<b>純資産の部</b>	
関係会社株式	48,057	株主資本	222,080
長期貸付金	35,307	資本金	66,025
差入保証金	18,967	資本剰余金	54,028
繰延税金資産	13,423	資本準備金	36,634
その他	673	その他資本剰余金	17,393
貸倒引当金	△ 320	利益剰余金	118,179
<b>資産合計</b>	809,370	利益準備金	60
		その他利益剰余金	118,119
		固定資産圧縮積立金	30,026
		別途積立金	72,070
		繰越利益剰余金	16,023
		自己株式	△ 16,152
		評価・換算差額等	9,809
		その他有価証券評価差額金	7,613
		繰延ヘッジ損益	1
		土地再評価差額金	2,195
		<b>純資産合計</b>	231,889
		<b>負債純資産合計</b>	809,370

## ■ 計算書類等

### 損益計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		540,789
売上高		527,579
売上原価		407,946
売上総利益		119,632
その他の営業収入		13,210
営業総利益		132,843
販売費及び一般管理費		153,061
営業損失		20,218
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,205	
助成金収入	646	
その他	354	6,206
営業外費用		
支払利息	1,706	
建物修繕工事引当金繰入額	145	
貸倒引当金繰入額	836	
関係会社事業損失引当金繰入額	757	
その他	596	4,043
経常損失		18,055
特別利益		
固定資産売却益	95	
投資有価証券売却益	13	
関係会社株式売却益	354	
助成金収入	2,136	
その他	359	2,960
特別損失		
固定資産除却損	1,396	
投資有価証券評価損	3,348	
関係会社株式評価損	288	
減損損失	6,630	
新型コロナウイルス感染症による損失	7,535	
その他	448	19,649
税引前当期純損失		34,744
法人税、住民税及び事業税	65	
法人税等調整額	△ 1,179	△ 1,113
当期純損失		33,630



## 独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋  
取 締 役 会 御 中

2021年4月6日

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 太 郎 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高島屋の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高島屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋  
取 締 役 会 御中

2021年4月6日

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 村 太 郎 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高島屋の2020年3月1日から2021年2月28日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び使用人等、並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月9日

株式会社 高島屋 監査役会

常勤監査役 鋤 納 健 治 ⑩

常勤監査役 片 岡 不二恵 ⑩

社外監査役 武 藤 英 二 ⑩

社外監査役 西 村 寛 ⑩

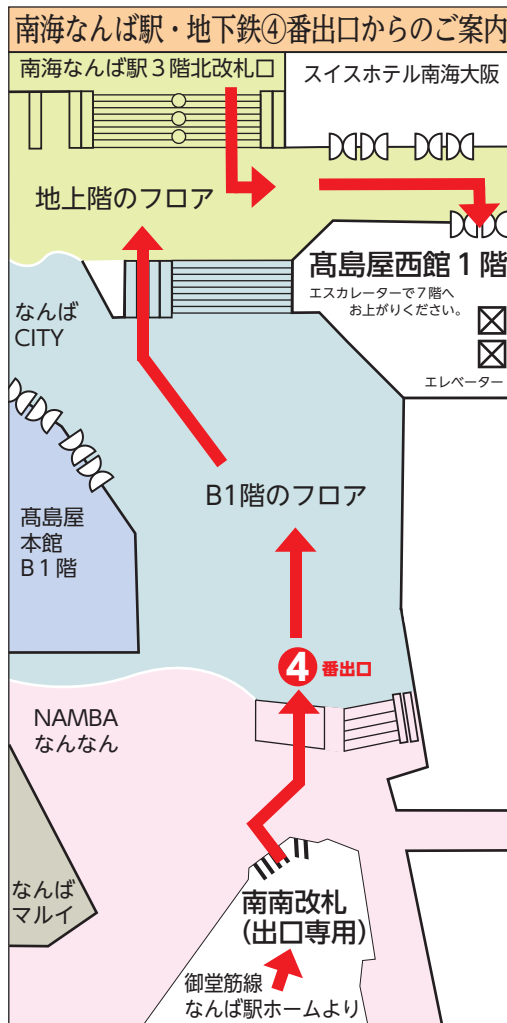
以 上



# 株主総会会場へのご案内

会場

大阪府中央区難波5丁目1番5号  
**高島屋大阪店 7階グランドホール**  
 総会受付は7階です。



## 交通のご案内

- ▶ 地下鉄・近鉄電車・阪神電車の場合  
 御堂筋線「なんば駅」4番出口、  
 千日前線「なんば駅」4番出口、  
 四つ橋線「なんば駅」31番出口、  
 近鉄電車・阪神電車「大阪難波駅」東改札口が便利です。
- ▶ 南海電車の場合  
 3階北改札口を出て左（西）側が便利です。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**Takashimaya**

ホームページアドレス <https://www.takashimaya.co.jp/>

**UD  
FONT**

見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォントを  
 採用しています。

**VEGETABLE  
OIL INK**